

平成 26 年 5 月 3 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22730078

研究課題名(和文) 契約法における「目的」概念の横断的分析

研究課題名(英文) A cross-sectional analysis for the notion of purpose in the contract law

研究代表者

岡本 裕樹 (Okamoto, Hiroki)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：90372523

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、契約当事者の有する「目的」が契約の拘束力を発生させる可能性について、理論的観点から分析を行った。具体的な考察対象としたのは、複合契約取引と組合契約である。複合契約取引とは、共通の「目的」により複数の契約が結合して形成される取引をいう。本研究では、複合契約取引の概念は多義的で、法的概念として未だ成熟していないと結論付けた。また、組合契約に関しては、その拘束力の基礎である「共同の事業」の内容を、分析した。契約に基づく給付の全てが全組合員の利益のために行われることと、事業損益が全組合員に分配されることが、「共同の事業」の判断基準となることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：It is the subject of this research to analyze theoretically whether and how a purpose of contracting parties can make a binding force of the contract. The observed objects are the compound contract transaction and the partnership contract. The compound contract transaction means a transaction in which some contracts are joined by a common purpose. But its concept has not been developed as a legal notion yet. With regard to the partnership contract, the substance of joint business is analyzed. It becomes obvious in the analysis that the criteria for identifying the joint business are whether all obligations are performed in the interests of all partners, and whether the partnership's profits and losses are distributed among all partners.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：複合契約取引 契約の目的 契約の拘束力 組合契約 共同事業 三当事者以上の契約 契約モデル
典型契約

1. 研究開始当初の背景

日本の法律行為法・契約法では、当事者の意図する契約の「目的」が、契約成立の際に考慮されない。フランス法とは異なり、「cause」のような概念が存在しないため、契約の成立要件の中で、当事者の動機や目的を判断枠組みの中に組み入れることが難しいためである。これまで、契約の「目的」が契約の効力に影響を及ぼすものとして考慮されてきたのは、契約の効力を否定する場面がほとんどであった(動機の錯誤、民542・566など)。そのような状況で、日本でも、契約の「目的」を、より一般的に判断枠組みに取り入れるための解釈論的努力がなされていた。

2. 研究の目的

日本民法、とりわけ法律行為法・契約法において「目的」概念(給付の対象を意味する「債権の目的」を除く)が有しうる意義や機能、理論的基礎を個別のおよび包括的観点から解明することを、本研究の目的とした。従来、契約の「目的」が達成されなかったことを理由とする法律行為ないし契約の効力の消滅の肯否という局面においてはかなりの議論の集積が見られていた。本研究では、こうした議論にも立ち入りながらも、同時に、「目的」概念を媒介にして法律行為・契約などの直截的当事者以外の者が権利を取得し、あるいは義務を負うことの是非が問題となる場面にも焦点を当てていくことで、より包括的な観点から「目的」概念の明確化を試みた。

3. 研究の方法

契約による権利取得や義務負担を基礎づけるために、契約の「目的」が考慮される場合を中心に、契約の効力を判断する際、契約の「目的」がどのように取り扱われているかを、問題となる場面ごとに横断的に分析した。

4. 研究成果

(1) 契約の「目的」によって契約の効力を根拠付ける試みがなされている場面として、まず、複合契約取引を取り上げた。複数の契約から構成される取引である複合契約取引をめぐっては、複数契約の「経済的一体性」や「目的の共通性」をもって、取引を構成する一つの契約の当事者を、同じ取引を構成する他の契約の効力に服させることの正当化根拠とされることがある。ここでは、形式的には契約当事者ではない取引参加者に、契約の拘束力を及ぼすために、「目的」が考慮されている。

こうした複合契約取引論は、これまで多数の論者により様々な観点から、分析・検討がなされてきた。また、フランス法より、「契約連鎖」や「複合契約」といった類似の概念に関わる議論が紹介されたり、ドイツ法における「結合取引」や「契約結合」といった概

念の検討が行われるなど、比較法的研究も活発になされてきた。

しかし、そこで述べられる「経済的一体性」や「目的」の内実は、論者により異なり、直接の当事者ではない取引参加者に対する契約の効力を十分に説明できていないとの評価に至った。ある立場は、業務上の提携関係や代理人的役割をもとに、複合契約取引の参加者の一部に「経済的一体性」を見い出そうとする(人的一体性)。似た見解として、取引参加者に提携関係がある場合に、この者らが「共同の利益」を達成するために結び付いていることから、契約の法的接合を導こうとするものがある。このほか、取引全体の経済的目的の達成のために複数の契約が統合化ないしは結合されているとする見解や、取引そのものを目的として複数の契約が相互依存関係にある場合に契約の一体性をみる見解、個別の給付目的ごとに契約が締結され、それら複数の契約が組み合わさって一つの取引が完結する場合に、給付目的の経済的一体性を見出す見解などがある。こうした諸見解においては、「目的」によって結びつくのが人なのか、契約なのか、給付なのか、あるいは、「目的」に向けられているのは給付なのか、契約なのか、取引全体なのか、または取引そのものが「目的」なのか、視点が定まっていない。そして、いずれの見解においても、それぞれの述べる「目的」ないしは類似の事情が契約の拘束力を生じさせる理論構造を、未だ構築するに至っていないといわざるを得ない。

また、そもそも、複合契約取引の概念そのものが、そこから一定の法的取扱いを演繹できるほどに確立したものとはいえないとの立場を示した。複合契約取引ないしは類似の概念が用いられる際、そこでの定義は論者によって異なる。また、それぞれの概念の下で取り扱われる具体的取引についても、第三者与信型信用取引という共通項はあるものの、非常に多様なものが挙げられている。そのため、検討対象となる法的問題も、「抗弁の継続」や債務不履行責任、契約の解除などという具合に、様々なものに及んでいる。このように、複合契約取引の概念については、その定義からして、一致した理解が存在しない。

こうしたことから、複合契約取引論では、契約の拘束力の発生要因として、契約の「目的」を理論的に説明し得ていないと結論付けられる。

(2) 次いで、組合契約における「共同の事業」が、複数の債権関係を単一の契約として結合している状況を分析した。組合契約では、他の典型契約と異なり、初めから3人以上の当事者が想定されており、組合契約が締結されれば、各当事者間でそれぞれ債権関係が発生する。そして、組合員は、「共同の事業」のために、組合契約を利用している。この状況を、「目的」という視角からながめると、複数の債権関係が、「共同の事業」という目

的により、単一の契約として結合されていると把握できる。そのような認識のもと、組合契約において債権関係を結合させる「共同の事業」を債権法的に分析するとともに、典型契約である組合契約に関する債権法上の規律が、他の類似する契約の解釈に及ぼす影響を考察した。

組合契約をめぐるのは、他の典型契約と異なり、契約であることを否定する合同行為説が提唱されてきている。そこでは、通常の契約と異なる組合契約の特性として、組合契約上の給付が当事者各自の利益のために交換されるのではなく、組合員全員の共通の利益のために結合されること、ならびに、対立する2個以上の意思表示が合致して成立する契約に対して、組合契約では方向を同じくする2個以上の意思表示の合致により成立することが、その論拠とされてきた。

そうした組合契約について、債権関係に関わる規律内容の分析を行った。これに基づき、組合契約に関する債権的規律には、共同事業を目的とする契約のモデルとしての意義と、3人以上を当事者とする契約のモデルとしての意義が認められるとの見解を示した。

元より「共同の事業」のための組合契約であるため、組合以外の形態で共同事業を目的として締結される契約の解釈の際に、組合の規律が考慮されるのは当然といえる。問題は、組合における「共同の事業」と類似といえる状況は、どのようなものである必要があるかである。この点、合同行為説は、組合契約上の給付の特性を、交換ではなく結合であるとの評価から理解しようとしている。しかし、組合契約上の給付にも、当事者間での交換的要素が存在する。また、いかなる状況があれば、「結合」と評価できるか不明確である。本研究では、出資給付が当事者全ての利益のもとで行われることや、業務執行が、業務者の事務の処理であると同時に、他の組合員の事務の処理であることを踏まえて、「共同の事業」というためには、事業損益を当事者全員で分配することと、組合契約上の給付が、各組合員にとり、自己の利益のためであると同時に、他の組合員の利益のためのものであることを必要とするとの見解に至った。

3人以上を当事者とする契約のモデルとしての意義は、一部当事者の意思表示の無効に際しての組合契約全体の効力に関わる議論や、組合員間の同時履行関係に関する議論などから導かれる。これらの議論は、組合契約に関してのみ行われてきているが、その内実は、3人以上が当事者となる契約一般に問題となる事柄である。ただ、典型契約中に、三当事者以上を念頭に置いた契約が組合契約のみだったために、組合契約との関わりで論じられてきたに過ぎない。同様のことは、契約の成立構造についてもいえる。合同行為説が、組合契約における意思表示を「平行合流」と把握したことには、単なる比喩に過ぎないとの批判があり、組合契約を成立させる意思

表示の構造はあまり論じられてこなかった。そのため、組合契約だけでなく、三当事者以上の契約一般について、契約の成立構造が理論的に明確にされてこなかったとの解される。このような理解に基づき、組合契約を三当事者以上の契約の典型として、その成立構造をはじめとする問題を解明することが、今後求められるものと考えている。

(3)このほか、他の科研費に係る研究ではあるが、行政目的の達成のために締結される行政契約が、通常の私的契約との比較の中で有する解釈論上の特徴を検討した。そこでは、行政目的を媒介にして、行政契約にかなる行政法上の規律が及びうるのかについて、私法上の観点から考察したが、私見としては、行政契約についても、通常の私的契約と同様の私法的取扱いをすることに、大きな理論的支障がないことを示した。ただ、本研究の中で、関連する考察を行っている。すなわち、行政契約が公益の実現を目的として利用され、かつ、公益が社会全体の利益であることに鑑みると、契約当事者である行政機関も私的主体も、契約上の給付を自己の事務(業務)であると同時に、他人である社会構成員全ての事務として行っているものと把握できる。その結果、全ての行政契約の解釈に際しては、組合契約に関わる規律が指針の一つとなるとの評価が可能である。

(4)以上の研究成果は、当初の研究目的に照らすと、道半ばといわざるをえない。契約の「目的」の指す意味内容が論者により多様であることから、議論を行うための共通認識も未だ形成されていないことが、大きな要因である。ただ、当事者の個人的・主観的動機は契約の成立に不要と解するとしても、双務契約における「財の交換」や、組合契約における「共同の事業」といった、契約類型毎の抽象的な「目的」は、契約成立に不可欠の要件とされている。本研究では、こうした抽象的な「目的」と、債権関係の結びつきとの理論的關係をより詳細に解明する必要性も、改めて確認できた。本研究の深遠なテーマに立ち向かうには、大局からの抽象的な検討から直ちに結論を導くのではなく、問題を一つ一つ明らかにしていったうえで、各問題に立ち入った考察をしていき、最終的に全体像を把握するという地道な作業が適していると思われ、今後もさらに研究を進めていくつもりである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4件)

岡本裕樹「大阪高判平成21年8月27日・同平成21年10月29日の判批」民事判例(2010)164-167頁

岡本裕樹「東京高判平成23年9月9日の判批」判例評論645号(2012)2-7頁

岡本裕樹「東京高判平成 24 年 5 月 24 日の判
批」民事判例 (2013) 124 - 127 頁
岡本裕樹「典型契約としての組合契約の意
義」名古屋大学法政論集 254 号 (2014) 723
- 764 頁

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 2 件)

小野秀誠ほか編『民事法の現代的課題』(商
事法務、2012) 全 1242 頁

松浦好治ほか編『市民法の新たな挑戦』(信
山社、2013) 全 686 頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡本 裕樹 (OKAMOTO, Hiroki)

研究者番号：90372523

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：